

# 県からの申し入れ等にない事項等について

## 1 中国電力株式会社に求める事項

### (1) 出雲市

- ① 再稼働の具体的な動きが出るまでに、安全協定を締結すること。
- ② 広域避難計画について、避難や避難所における避難者への支援等、事業者として最大限関与すること。
- ③ 新たな計画・申請が行われる場合は、周辺自治体への説明はもとより、住民に対しても説明会を行うなど、丁寧な情報提供に努めること。

### (2) 安来市

- ① 適合性確認申請とは別に、原子炉の再稼動については、引き続き協議を行うこと。
- ② 安全協定を締結することを強く求める。
- ③ 原子力防災・安全対策に対する財政措置も含め積極的な関与を強く求める。

### (3) 雲南市

- ① 再稼働の具体的な動きが始まるまでに安全協定を締結すること。
- ② 地震・竜巻等を含む自然災害やテロ対策、地下水対策等について新たな知見が得られた場合には、適切に安全対策を講ずること。
- ③ 広域避難計画については、事業者の責任としての役割を明確にすること。

### (4) 鳥取県

- ① 安全協定第6条に基づく事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を保留し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力株式から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市及び境港市の意見を聞いたうえで提出する。

## 2 島根県に求める事項

### (1) 出雲市

- ① 出雲市を含む周辺自治体が安全協定を締結できるよう、引き続き必要な支援を講ずること。
- ② 今回の安全審査申請と原子炉の再稼動とは別の議論であることを、中国電力㈱に明確に回答すること。
- ③ 安全審査後のロードマップ・スケジュールについては、内容が明らかとなつた時点で、県民に対してわかり易く説明すること。
- ④ 周辺市に意見を求める場合には、時間に余裕を持ったスケジュールで行うなどの配慮をすること。
- ⑤ 広域避難計画について、安定ヨウ素剤の配布方法や避難手段の確保等、実効性の向上を図る取組を、積極的に講じること。
- ⑥ 避難に際して主要な避難路となる国道431号線、県道斐川一畠大社線の整備を、積極的に取り組むこと。

### (2) 安来市

- ① 万が一の事態に備えた実効性ある広域避難計画の策定に必要な取り組みを行うこと。
- ② 原子力防災・安全対策に対する財政措置も含め積極的な関与を強く求める。
- ③ 適合性確認申請とは別に、原子炉の再稼動については、引き続き協議を行うこと。

### (3) 雲南市

- ① 今回の新規制基準適合性確認申請と、原子炉の再稼動とは全く別の議論であることを中国電力㈱に明確に回答すること。
- ② 周辺自治体が中国電力㈱と安全協定が締結できるよう、引き続き必要な支援を講ずること。
- ③ 安全審査後のスケジュール等について、住民に対してわかりやすく説明すること。
- ④ 広域避難計画について、実効性の向上を図る取組を積極的に講ずること。
- ⑤ 周辺市に意見を求める場合には、時間に余裕をもったスケジュールで行うなど配慮をすること。
- ⑥ 国に対して、テロ対策は国民保護の観点であることから、国の責任において万全なる対策を講ずるよう求めること。

### (4) 鳥取県

～島根県へ提出した意見書になし～

### 3 国に求める事項

#### (1) 出雲市

- ① 原子力発電所における安全対策上重要な事項について、周辺自治体の意見が十分反映されるよう、新たな制度の創設をすること。ただし、その間の暫定的措置として、電力事業者との安全協定が締結できるよう支援すること。

#### (2) 安来市

- ① 万が一の事態に備えた実効性ある広域避難計画の策定に必要な取り組みを行うこと。
- ② 原子力発電所周辺自治体の意見が反映される諸制度の創設、武力攻撃等への対策はもとより、エネルギー政策全般に対する考え方と原子力発電の位置付けを明確にし、その上で国民に対して責任ある説明が必要である。
- ③ 原子力防災・安全対策に対する財政措置も含め積極的な関与を強く求める。
- ④ 適合性確認申請とは別に、原子炉の再稼動については、引き続き協議を行うこと。

#### (3) 雲南市

- ① 原子力発電所における安全対策上重要な事項について、周辺自治体の意見が十分反映されるよう、新たな制度の創設をすること。
- ② 広域避難計画がより実効性のあるものとするための道路等の環境整備について、国が責任を持つとともに継続的に支援すること。
- ③ 雲南市民の安全で安心な生活を確保するために、原子力災害発生時の対策について、多大な事務量の負担も強いられていることから、財政的な措置を講じること。
- ④ 中長期的なエネルギー政策については、これまでに示されているエネルギー基本計画に則って、安全安心な原子力発電のあり方を確立すること。
- ⑤ 将来的な放射性物質の管理について、国の責任において適切な対策を講ずること。
- ⑥ テロ対策は国民保護の観点から、国の責任において万全な対策を講ずること。
- ⑦ 地震・竜巻等を含む自然災害やテロ対策、地下水対策等について新たな知見が得られた場合には、規制基準に適切に反映すること。

#### (4) 鳥取県

～島根県へ提出した意見書になし～